

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会（第 148 回） 議事次第

平成 30 年 12 月 5 日（水） 9 : 00～
於 グランドアーク半蔵門 富士の間（4 階）

議 題

- 関係業界からの意見聴取について

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会座席表

日時:平成30年12月5日(水) 9:00～
会場:グランドアーク半蔵門 富士の間(4階)

速記	中村 部会長	関	野口 部会長代 理	田辺	樽見局長	渡辺 審議官	山本 審議官			
中医協関係者	松本	座席表							吉森	中医協関係者
	今村								幸野	
									平川	
	遠藤								宮近	
	安部								平野	
		上出						村井		
	米国研究製薬 工業協会 パトリック・ ジョンソン	通 訊	通 訊	欧州製薬団体 連合会 オーレ・ ムルスコウ・ベック	日本ジェネリッ ク製薬協会 澤井	日本製薬 工業協会 中山	日本製薬 団体連合会 手代木	日本医薬品 卸売業連合会 中原	日本医薬品 卸売業連合会 鈴木	
医療指導 監査室長	歯科医療 管理官	保険医療 企画調査室 長	医療課 企画官	医療課 長	薬剤管理 官	総務課 長	医療介護 連携政策課 長	調査課 長	調査課 数理企画 官	医政局 経済課 長
厚生労働省										
厚生労働省										
関係者席										
関係者席										
関係者席・日比谷クラブ										
日比谷クラブ										
一般傍聴席										
一般傍聴席・厚生労働記者会										

意見陳述者一覧

日本製薬団体連合会 会長 手代木功

日本製薬工業協会 会長 中山讓治

日本ジェネリック製薬協会 会長 澤井光郎

米国研究製薬工業協会 在日執行委員会委員長 パトリック・ジョンソン

欧州製薬団体連合会 会長 オーレ・ムルスコウ・ベック

日本医薬品卸売業連合会 会長 鈴木賢

日本医薬品卸売業連合会 卸・薬価問題検討委員会委員長 中原岳志

(敬称略)

消費税率引上げに伴う薬価改定 に対する意見

2018年12月5日

日本製薬団体連合会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会

消費税率引上げに伴う薬価改定について

○改定の趣旨及び時期について

- 2018年度の医薬品価格調査は、2019年10月の消費税率引上げへの対応を目的とした特例的な調査であり、その目的以外に調査結果を用いることがあってはならない。
- 消費税率引上げに伴う薬価改定は、医療機関等の実質的な負担が増すことがないように、消費税率引上げ分を適切に薬価へ転嫁することを目的として、臨時に実施するものであり、2019年10月に実施されるべきものである。

○改定の際のルール適用について

- 今般の改定は2年に1回の通常改定とは位置づけが異なるものであることを踏まえ、新薬創出等加算の加算、基礎的医薬品及び最低薬価については実施することとし、長期収載品に係る追加的な引下げや再算定、新薬創出等加算の累積額の控除などは実施すべきではないと考える。

消費税率引上げに伴う薬価改定と2020年度の薬価改定について

- 2018年度の薬価制度の抜本改革は、薬価を引き下げる方向に偏ったものとなったと言わざるを得ず、非常に厳しい見直しが行われたと認識している。
- こうした中、通常であれば2020年度改定までは薬価が変わらないところ、2019年10月の消費税率引上げ対応のためとはいえ、前倒しで実勢価に基づく引下げが行われることによる、製薬企業の経営等に対する影響は大きいと考えられる。
- 2020年度の通常の薬価改定においては、2018年度の抜本改革による影響について十分な検証が行われるとともに、消費税率引上げに伴う臨時の薬価改定の影響も踏まえつつ、薬価制度の改善に向けた丁寧な検討が必要と考える。

2020年度薬価制度改革に向けて

新薬創出等加算の見直しの方向性

次期薬価制度改革において、イノベーションが推進され、医療の質の向上に資するものとなるよう、改善に向けた検討が行われることが不可欠であり、特に、新薬創出等加算の品目要件及び企業要件について改善が必須であると考えます。

○品目要件の拡充

- 医療上の必要性が高く、承認審査上、優先的に審査される品目等は対象とする。
- 薬価収載後の革新性・有用性の評価を拡充し対象とする。
- 新規作用機序医薬品の対象を拡充し対象とする。

○企業要件の見直し

- 現行の企業指標による相対評価は撤廃する。

2020年度薬価制度改革に向けて

イノベーションの適切な評価

優れた医薬品が持つ多面的な価値を適切に評価し、薬価に反映する仕組みづくりが必要である。

- イノベーションの成果である医薬品は、社会的なコストではなく、健康長寿社会実現への投資であり、重要な社会インフラとして位置付けるべき
- イノベーションの成功により新たな医薬品が生まれることは、患者さんを治癒する「医療的価値」だけでなく、回復した患者さんの就労や介護者の負担軽減など経済性、労働生産性を向上させる「社会的価値」、政府の政策の推進や科学技術の進歩に寄与する「保健基盤的価値」など、多面的な価値があり、これらの価値が薬価に反映される制度設計が必要

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料
消費税引上げに伴う薬価改定について

平成30年12月5日
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

消費税引上げに伴う薬価改定の医薬品流通への混乱回避

1. 消費税引上げに伴う薬価改定の医薬品流通への影響

2019年9月は、価格交渉の他、未妥結減算ルールや薬価調査への対応、薬価改定に伴うシステム改修などが集中する。

こうした状況の下、仮に、2019年10月に消費税引上げに伴う薬価改定を行うこととした場合、近年例のない年度途中の改定であり、価格交渉の難航、薬価改定前の返品・急配の増加、一部品目の駆け込み需要の発生、部分妥結の増加などが見込まれる。



消費税引上げに伴う薬価改定により、医薬品流通に支障を生ずることのないように国としても支援していただきたい。

2. 流通改善ガイドライン推進への影響

全ての流通当事者は、現在、国が主導する「流通改善ガイドライン」により、一次売差マイナス・医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉の是正、早期妥結の促進、単品単価契約の推進等の流通改善に積極的に取り組んでいる。

仮に、2019年10月に薬価改定を行うこととした場合には、こうした取組みに多大な影響を及ぼすことが見込まれる。



国が主導し、流通改善ガイドラインに逆行することのないようにしていただきたい。